

福井県耐震診断等評定委員会設置規程

一般社団法人 福井県建築士事務所協会

第1条 福井県及び県内各市町村等から委託された既存建築物の耐震診断・補強計画等の業務を実施するにあたり、耐震性能調査、補強計画等が委託仕様書の定めに基づき適正に行われているかを評定するため、福井県耐震診断等評定委員会（以下「評定委員会」という。）を一般社団法人 福井県建築士事務所協会（以下「本協会」という。）に設置する。

第2条 前条の規定による評定委員会は10名以内の学識経験者等をもって構成する。

第3条 本協会は第1条に規定する評定を実施するため、必要に応じて評定委員会を招集するものとする。

第4条 評定委員会は、本協会会員が実施した耐震性能調査・補強計画等の結果について、内容の審査検討を行い評定書を発行する。

2. 前項の評定を実施するにあたり、評定委員会に委員の互選による委員長1名及び副委員長1名を置く。

3. 委員長は委員会を統括し、評定結果を報告するものとする。

4. 副委員長は、委員長支障あるときはその職務を代行する。

5. 評定委員会には、顧問を置くことができる。

第5条 北陸地域の共通性を考慮して、必要に応じて石川、富山各県の各建築士事務所協会が設置した判定委員会と合同の評定委員会を開催する。

2. 前項の合同評定委員会の招集は、石川、富山各県協会と協議して定める。

第6条 評定委員会の事務を処理するため、本協会に事務局を置く。

第7条 前条までに規定する外、評定委員会の構成、運営等に関し必要な事項は福井県当局と協議のうえ決定するものとする。

附 則 この規程は平成8年6月6日から施行する。